

仕様書

1. 件名 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
各分電盤漏電ブレーカ設置工事
2. 場所 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
沖縄県うるま市字州崎 12-75
3. 工事概要 既設電灯・動力ブレーカを漏電ブレーカへ取替を行う。
4. 工事仕様 電灯・動力盤取替の仕様詳細
 - (1) 既設ブレーカ同等の漏電ブレーカへの取替行う。
 - (2) 漏電及び単 3 中性線欠相保護付遮断機とする（電灯）
 - (3) 容量は既設同等とする。
 - (4) 3P3Eとする。（動力）
 - (5) 感度電流を 100mAとする。
 - (6) 電灯 40 台・動力 35 台（添付詳細）
5. 入替機器
 - (1) 国内メーカーで未使品とする。
 - (2) 令和 5 年以降製造されたものとする。
 - (3) 規格・品質等が仕様を満たしていることを証明する資料を提示すること。
6. 業務の概要等
 - (1) 当該業務では、4 で示したブレーカを取替を行うこと。
 - (2) 受注者は、第 1 種電気工事士を配置し業務を実施すること。
 - (3) 作業に当たっては、「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター電気工作物保安管理業務」の請負者（「以下、「保安管理請負者」という。）に立会いを求め、必要な指導・助言を受けること。
 - (4) 交換後は、法令に基づく当該電気工作物の測定・試験を行い、経済産業省令等で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項があるときは、保安管理請負者に必要な指導または助言を求めること。
 - (5) 停電が伴うため、日常業務に影響を及ぼさない日程で行うこと。
 - (6) 交換した電気機器類は、受注者が処分すること。
 - (7) 電気工作物の事故発生等の場合、応急措置を指導するとともに、事故原因の探求に協力し、

必要に応じ精密検査を実施すること。

- (8) 業務終了後、受注者は、機器の更新に関する内容（実施日時、実施者名簿、機器名、交換後に実施した試験の内容及び結果など）を書面により提出すること。
- (9) 本工事が確実に完了した証明として機能保証を工事完了日より1箇年とする。ただし、自然災害を除く。
- (10) 撤去工事の際は、既存施設に損傷を与えないよう十分注意して作業を行うこと。また、万一損傷を与えた場合は責任をもって復旧するものとする。
- (11) 取替設置に伴う改造、部品、工事等は受注者の負担にて行うこと。

7. 完了検査

工事完了後、現場清掃を実施し、完了検査を受け、合格を以て工事完了とする。なお、手直しが生じた場合、手直し完了後、再検査を受け、合格を以て工事完了とする。